

消費生活だより

令和5年8月号

こんにちは! 岡山市消費生活センターです!

残暑厳しい日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか? 今月は定期購入トラブルについて、情報をお届けします。ご家族やご友人など身近な方との間で話題にしていただければ幸いです。

【事例】

インターネットで、通常価格5千円のサプリメントが初回限定980円で購入できるとの広告を見て注文した。

後日、商品が届きコンビニで代金を支払い、これで終わったと思っていたが、「2回目の商品を発送しました。」とのメールが届いたので、驚いて販売店に電話をかけたところ、4回購入が条件の定期コースになっていると言われた。

定期購入トラブルに注意!!



※消費者庁イラスト集より

【ひとことアドバイス】

- ★通信販売はクーリング・オフの規定がなく、広告に記載 してある解約や返金の条件に従うことになるので注意 が必要です。
- ★スマートフォンのSNSなどに表示された広告を見て、「お 試し」で購入したつもりが実は定期購入であったという 相談もあります。
- ★「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもあるので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認しましょう。
- ★困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : 25 (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 :月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談 フォームによる ご相談は こちらから→



